

大阪市下水道条例の一部を改正する条例案

大阪市下水道条例（昭和35年大阪市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項及び第2項並びに第20条第3項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の公共下水道の使用のうち社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）附則第16条第1項において読み替えて準用する同法附則第5条第2項の規定の適用を受けるものに係るこの条例による改正後の大阪市下水道条例（以下「改正後の条例」という。）第11条第1項及び第2項の規定の適用については、これらの規定中「100分の110」とあるのは「100分の108」とする。
- 3 前項の規定の適用を受ける場合を除くほか、上水を使用する場合における公共下水道の使用に係る使用料について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により市長がその算定及び徴収に関する事務を大阪市水道局長に委任している場合にあつては、改正後の条例第11条第1項及び第2項の規定は、平成31年11月1日以後に行う水道メーターの点検に係る水量に基づき算定する公共下水道の使用に係る使用料について適用し、同日前に行う水道メーターの点検に係る水量に基づき算定する公共下水道の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 4 改正後の条例第20条第3項の規定は、施行日以後の占用許可期間中の占用料について適用し、施行日前の占用許可期間中の占用料の額については、なお従前の例に

よる。

平成31年 2月22日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

下水道使用料及び排水施設の占用に係る占用料を改定するため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。

(参 照)

{ 傍線は削除
太字は改正

大阪市下水道条例 (抄)

(使用料)

第11条 公共下水道の供用を開始したときは、下水を排除すべき区域を公示した区域内の利用者から、1月につき別表第1に定める金額に $\frac{100分の108}{100分の110}$ を乗じて得た額を使用料として徴収する。

2 次に掲げる基準のいずれかを超える水質の汚水を排除する場合は、1月につき別表第2汚水1リットル中の生物化学的酸素要求量若しくは化学的酸素要求量又は浮遊物質量の欄に掲げる水質区分に応じ同表の生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量に応じた汚水1立方メートル当たりの使用料の欄に定める金額及び浮遊物質量に応じた汚水1立方メートル当たりの使用料の欄に定める金額の合計額に当該汚水の水量を乗じて得た額に $\frac{100分の108}{100分の110}$ を乗じて得た額を

前項の使用料に加算して徴収する。ただし、汚水の排出量が1月につき1,250立方メートルに満たない場合は、この限りでない。

(1) - (3) 省 略

3 - 4 省 略

(占用料)

第20条 省 略

2 省 略

3 排水施設の占用の許可を受けた者は、別表第4に定める金額に $\frac{100分の108}{100分の110}$ を乗じて得た額を

占用料として納付しなければならない。

4 省 略